

建設関連業団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の決定、出勤者数の削減、  
イベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

令和3年11月19日の第81回新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「政府対策本部」という。）において、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が決定されました。これを受けて、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室より、別添1～5のとおり、基本的対処方針の決定、出勤者数の削減（テレワーク等の推進）、出勤者数の削減に関する実施状況の公表、イベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等、イベント開催等における感染防止安全計画等について周知の依頼がありました。

つきましては、貴団体におかれては、別添について、継続的かつ着実に実施していただくとともに、貴会会員に対しても、周知・呼びかけを行う等の対応をしていただけますよう、引き続きよろしくお願いいたします。

（別添1）内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室 事務連絡

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の決定について」

（別添1参考1）「基本的対処方針の見直しのポイント」

（別添1参考2）「基本的対処方針見直し（概要）」

（別添1別紙）新型コロナウイルス感染症対策本部決定

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年11月19日）

以下、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長 事務連絡

（別添2）「出勤者数の削減（テレワーク等の推進）について」

（別添3）「出勤者数の削減に関する実施状況の公表について」

（別添4）「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」

（別添5）「イベント開催等における感染防止安全計画等について」

以下、別添5に係る要綱・留意事項等

（別添5別紙1）ワクチン・検査パッケージ制度要綱

（別添5別紙2）ワクチン・検査パッケージ制度における抗原定性検査の実施要綱

（別添5別紙3）ワクチン・検査パッケージ制度の実施に係る留意事項等について

（別添5別紙4）飲食店における感染防止対策を徹底するための第三者認証制度の導入について